

福岡県公報

平成24年4月6日
第3384号

目次

告示(第679号-第701号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託	(児童家庭課) …………… 2
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 2
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 5
○基本測量の実施	(県土整備総務課) …………… 5
○基本測量の終了	(県土整備総務課) …………… 6

○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 6
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課) …………… 7
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7

公 告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課) …………… 8
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) …………… 8
○土地区画整理組合の理事の住所の届出	(都市計画課) …………… 9

告 示

福岡県告示第679号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市川久保二丁目11番1、11番4から11番14まで及び32番
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡県博多区博多駅前一丁目31番17号
東宝ホーム株式会社 福岡支店
支店長 岡田 克憲

福岡県告示第680号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江駅南一丁目713番1及び713番27並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部

- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区舞鶴二丁目8番15号
アライアンスサービス株式会社
代表取締役 中垣 昌康

福岡県告示第681号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字南原字八尻田1671番1、1697番3から1697番9まで、1698番1及び1698番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町富久町一丁目3番地の3
松竜産業株式会社
代表取締役 松田 正勝

福岡県告示第682号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

福岡県告示第683号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	早良区飯倉八丁目	平成24年3月26日

福岡県告示第684号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
宮若市	平成21年度から平成22年度まで	地籍図及び地籍簿	倉久の一部	平成24年3月26日

福岡県告示第685号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ岡垣店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手673番ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第686号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 田主丸ショッピングプラザ
- (2) 所在地 福岡県久留米市田主丸町豊城字下ツプロ1895番地

2 法第8条第1項の規定に基づき述べられた意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項

荷物搬入に伴う荷さばき時等に、扉の開閉や荷物積降した際に、できるだけ騒音

が発生しないよう作業員等に周知すること。

（理由：民家から離れている箇所ではあるが、新たに荷さばき施設（No. 4）が増設されること、及び早朝から荷さばき作業ならびに関係車両が出入することにより、作業等の騒音が増加することが予想されるため）

- (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (8) その他
意見なし

福岡県告示第687号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ久留米西店
- (2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき述べられた意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

当該事業場から最も近い受音側建物敷地境界線上において予測される騒音については、届出資料の結果及び遮音壁が設置されていることから、環境基準値内に収まることが期待されるが、騒音対策等について下記のとおり要望する。

- ・ 搬入車両や廃棄物収集車両の必要以上のアイドリング運転禁止を徹底すること。
- ・ 周辺住民から騒音に関する苦情やその他苦情が出た際には誠実な対応をすること。

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

福岡県告示第688号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区ほか	平成24年2月15日から 平成24年3月31日まで

福岡県告示第689号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（守恒東公園測量業務委託）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成24年3月14日から 平成24年3月30日まで

福岡県告示第690号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量、2級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区新大谷町	平成24年3月19日から 平成24年3月30日まで

福岡県告示第691号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成24年3月16日から 平成24年3月30日まで

福岡県告示第692号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、飯塚市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
飯塚本町東地区	平成23年8月2日から 平成24年3月31日まで

福岡県告示第693号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字新道寺	平成24年1月30日

福岡県告示第694号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量ほか）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
春日市春日公園、大野城市大字上大利	平成23年12月16日

福岡県告示第695号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（精密地形調査）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市、苅田町、行橋市、築上町、豊前市、吉富町、上毛町	平成24年3月14日から 平成25年3月31日まで
------------------------------	------------------------------

福岡県告示第696号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
田川市、田川郡香春町	平成24年3月5日

福岡県告示第697号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡遠賀町	平成24年3月5日から 平成24年3月28日まで

福岡県告示第698号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
平成24年3月23日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス中鶴店
 - (2) 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1662番2、1664番4、1664番5
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成24年11月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,659.45平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数（台）
敷地北側、敷地東側	65

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数（台）
店舗北東側	9

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
店舗北西側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
店舗内北西側	6.92

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 敷地北西側、敷地北東側および敷地南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成24年3月28日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
直方市大字上新入、下新入、宮若市大字龍徳（上新入地区）	換地計画書の写し	平成24年4月6日から平成24年5月9日まで	直方市役所 宮若市役所

福岡県告示第700号

解散した清算法人飯塚市建花寺地区土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
小畑 忠之	飯塚市建花寺 631 番地
村瀬 愼次	飯塚市建花寺 1443 番地
淀川 貴浩	飯塚市伊川 1052 番地
力丸 秀雄	飯塚市伊岐須 655 番地 1
野見山 正之	飯塚市蓮台寺 1174 番地
村瀬 克己	飯塚市建花寺 1347 番地 1
村瀬 住朗	飯塚市建花寺 329 番地
村瀬 達也	飯塚市建花寺 717 番地
小村 輝幸	飯塚市建花寺 48 番地 2
石井 政則	飯塚市建花寺 158 番地
村瀬 光慶	飯塚市建花寺 330 番地
團野 博	飯塚市伊川 604 番地
緒方 嗣生	飯塚市伊川 1006 番地 2
桝崎 直樹	飯塚市伊川 472 番地 3
野見山 甚市	飯塚市蓮台寺 509 番地

福岡県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この公示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	一般 国道	442号	前	八女市矢部村北矢部7920番1先から 八女市矢部村北矢部7918番1先まで	12.0 ～ 28.0	46.0
			後	八女市矢部村北矢部7920番1先から 八女市矢部村北矢部7918番1先まで	23.0 ～ 48.0	
八女	一般 国道	442号	前	八女市矢部村矢部846番10先から 八女市矢部村矢部846番7先まで	8.0 ～ 17.0	35.0
			後	八女市矢部村矢部846番10先から 八女市矢部村矢部846番7先まで	14.0 ～ 35.0	
八女	一般 国道	442号	前	八女市矢部村矢部650番先から 八女市矢部村矢部652番1先まで	8.5 ～ 15.5	25.0
			後	八女市矢部村矢部650番先から 八女市矢部村矢部652番1先まで	8.5 ～ 28.5	

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで信託法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本基準は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）の施行による信託法（大正11年法律第62号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当することから、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行日

平成24年3月26日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、大野城市乙金第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

1 再任した理事

氏 名	住 所
高 原 康 夫	大野城市乙金二丁目6番17号
伊 藤 重 敏	大野城市乙金二丁目4番66号
香 野 久 晴	大野城市山田四丁目2番8号
関 毅	大野城市乙金一丁目5番24号
伊 藤 勝 俊	大野城市乙金一丁目10番31号
高 原 秀 一	大野城市乙金三丁目6番52号
志 間 廣	大野城市乙金三丁目10番18号
船 越 義 信	大野城市乙金三丁目3番1号
船 越 繁 文	大野城市乙金一丁目5番32号
楠 林 義 治	大野城市大池一丁目10番18号

2 新たに就任した理事

氏名	住所
關 佐代子	大野城市乙金三丁目4番25号
船越直也	大野城市乙金二丁目5番3号

3 退任した理事

氏名	住所
高原清優	大野城市乙金三丁目3番25号
高原利安	大野城市乙金二丁目4番62号

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、新宮町緑ヶ浜土地区画整理組合から理事の住所について変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年4月6日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
下瀬博貴	福岡市中央区荒戸三丁目3番48-201号
森 健一郎	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目8番8号
可知 仁	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目8番11号
藤本勝幸	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目8番14号
安部京子	糟屋郡新宮町緑ヶ浜二丁目21番26号